



平成29年度 戦略的創造研究推進事業(社会技術研究開発) 「研究開発成果実装支援プログラム」

～平成29年度提案募集での変更点～



Japan Science and Technology Agency

応募の要件等(P4)

『自らの研究開発成果の実証を行う者の代表』

『社会の問題に取り組む当事者の代表』

- 2名の連名で提案していただきます

一方の方が 実装責任者、他方が 共同実施者

応募の要件等(P4)

『自らの研究開発成果の実証を行う者の代表』

- 自らの研究開発成果を社会の問題の解決のために実際に役立てたい、そのための実証を行いたい、という意志をもつ研究者等の代表

応募の要件等(P4)

『社会の問題に取り組む当事者の代表』

- 社会の問題に直面し、研究者と協力して問題を解決することを希望する団体の代表

実装支援の対象満たすべき要件(P12)

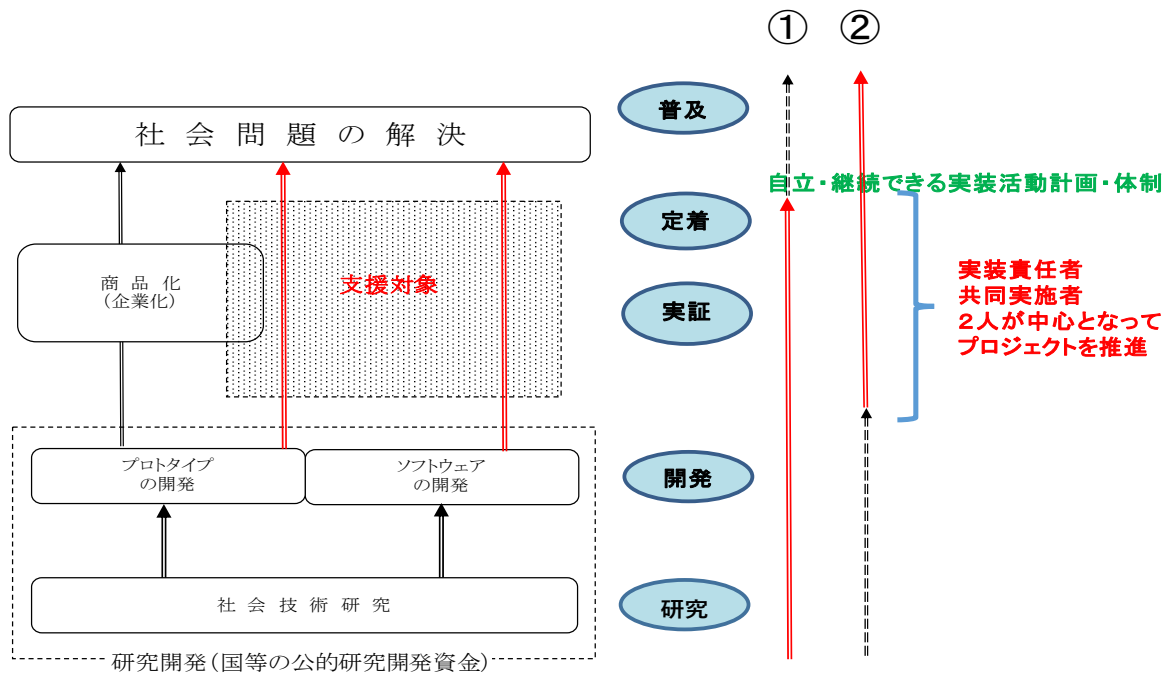


図2 実装支援の対象

- ① 自らの研究開発成果の実証を行う者の代表
- ② 社会の問題に取り組む当事者の代表



実装責任者 共同実施者
 または
 共同実施者 実装責任者

応募の要件等(P4)

一方の方が **実装責任者**、他の方が **共同実施者**

実装責任者	自らの研究開発成果の実証を行う者の代表
共同実施者	社会の問題に取り組む当事者の代表
実装責任者	社会の問題に取り組む当事者の代表
共同実施者	自らの研究開発成果の実証を行う者の代表

• **実装責任者はプロジェクト全体の責任者**です

(採択になった場合、プログラム事務局からの連絡は**実装責任者**にします)

応募の要件等(P4)

- 共同実施者は、主たる実施者*としてプロジェクトに参加
- 共同実施者の所属機関がJSTからの実装費を必要としない場合は、実装責任者の所属機関と適切に契約を締結する等によりプロジェクトに参加することも可能

* 実装担当者のうち、実装責任者と異なる機関に所属する実装担当者を代表する方

実装責任者と共同実施者の兼務(P48)

『自らの研究開発成果の実証を行う者の代表』と『社会の問題に取り組む当事者の代表』の両者の役割を同時に担うことでもあり、十分なエフォートを確保できること、両立しうる資質を有すること等は評価の対象となります。兼務する場合は、プロジェクト終了後の定着・普及活動の担い手となる機関の実装計画も示していただきます。